

学校において予防すべき感染症の種類、出席停止の期間

学校保健安全法第19条に基づき、下記の感染症については集団感染を防ぐためにお子さんの出席を停止します。
登校する場合は、「インフルエンザ用登校願用紙（保護者が記入）」又は「出席停止に係わる感染症の治癒（軽快）証明書（医師が記入）」を学校に御提出いただきますよう、御協力をお願いします。

分類	病名	出席停止の基準
第1種	感染症予防法第1類	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで ※インフルエンザは「インフルエンザ用登校願用紙」を使用して下さい。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで ※治癒証明書の提出は必要ありません。
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他の感染症	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良ければ登校可能
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

※但し、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。